

○西和賀町まちづくり基本条例検証委員会条例

平成 23 年 12 月 15 日
条例第 16 号

(設置)

第 1 条 西和賀町まちづくり基本条例（平成 23 年西和賀町条例第 8 号。以下「基本条例」という。）第 32 条の規定に基づき、西和賀町まちづくり基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じて提言できるものとする。

- (1) 基本条例が適正に運用されているかどうかの検証に関すること。
- (2) 基本条例の見直しに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策推進室において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。